

福祉事務所の手違いなどが原因

生活保護費 過誤払い

福祉事務所の手違いなどで生活保護世帯に本来の額より多く保護費を支給した(過誤払い)後に、その分の返還を求める事態が各地で相次いでいます。国が定める保護費は日々の暮らしを支えるにはぎりぎりの額なので、ほとんどの保護世帯が多く支給されたことに気づかず消費し、返還が困難になっています。(岩井亜紀)

全国で相次ぐ

生活保護利用者は、保護費に申告しました。以外の収入があった場合、福祉事務所に収入申告しなければなりません。収入申告を受けた福祉事務所は収入認定し保護基準額から収入額を差し引き、残りを保護費として支給します。

不服審査請求も
東京都大田区で生活保護を利用する60代女性は、老齢年金が支給されることになったので、そのことを福祉事務所

生活保護法63条 保護利用者の保護費以外の収入が未申告で後日判明した場合、費用の返還が求められます。利用者に不当に保護費を支給する意思がなく何らかの事情で申告がすみやかにできなかった未申告の場合、生活保護法63条が適用され、「不正支給」とはみなされません。

この女性の場合のように保護利用者が収入申告しても、福祉事務所が認定せず過誤払いとなり、多く支給した分の返還を後に、生活保護法63条に基づき請求されるケースが全国で相次いでいます。

滋賀県の大津市福祉事務所は、父親と生活保護で暮らす20代女性に2013年10月、15年9月まで、約65万円過誤払いしていました。市は過誤払い分の返還を求めましたが女性が不服審査請求し、県は女性の訴えを認めました。

多い返還困難者 寄り添った支援こそ

東京都板橋区の生活保護法63条の件数・額

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
生活保護費	307億3291万1514円	327億219万7149円	346億6136万6194円	354億5711万5743円	359億7364万80円	356億4937万8054円
発生件数	955件	1121件	1313件	1451件	1314件	1515件
調定金額	3億189万1593円	2億4657万992円	2億8412万7111円	3億2562万5454円	3億4610万2301円	3億8075万8144円
保護費に対する調定金額の比率	0.98%	0.75%	0.82%	0.92%	0.96%	1.07%

日本共産党の金崎文子区議の資料から作成

やりくりの苦勞
影澤知英子さん(65)は、年ほど前、生活保護利用前から住んでいた東京都板橋区の

アパートから、大家の都合で退去しなければなりません。やりくりの苦勞した。

板橋区(約29万2千世帯)の保護世帯数は、1万1456世帯(2010年4月)から1万4330世帯(15年4月)に増加。それに伴い福祉事務所が同法63条に基づき返還を求める金額も約3億190万円から約3億8080万円に増えています。(表)



行政資料を前にして語る日本共産党の金崎文子板橋区議

日本共産党の金崎文子同区議は「多くの保護利用者は返還を求められてもすぐには返せない。区は一人ひとりの実情に応じて返還を求めているので、実際の返還額は請求の6割台です」と指摘します。

金崎区議は、生活保護関連などの資料を細かく区に請求することで、職員に行政上の問題を認識してもらうよう活動を続けています。「保護利用者に寄り添った支援こそが必要です」

返還義務なし。早めに相談を

毎月の保護費は、憲法に保障された最低限度の生活を維持するためのものです。生活保護法63条は、憲法に保障された最低限度の生活を害してまで返還を義務付ける条文ではありません。したがって、このような場合には保護費の返還に必要はありません。資力がないにもかかわらず過誤払い保護費の返還を求められた場合は、しっかりと折議し、早めに支援団体や弁護士等の専門家に相談するようにしてください。



佐藤由弁護士